

### 3 本 間 勝 美 議 員

- 1 発達障害者支援法の改正について
- 2 岩内町民体育館・岩内町地域交流センターの活用法について



#### 1 発達障害者支援法の改正について

私は平成29年第2回定例会にあたり、志政クラブを代表し一般質問を行います。

平成17年に施行された「発達障害者支援法」ができるまで、知的障がいを伴わない発達障がい者は「障害」だと法律上は認められませんでした。

発達障がいは、対人関係を築くのが苦手な「アスペルガー症候群」、読み書きや計算などの習得が困難な「学習障がい（LD）」、行動のコントロールが難しい「注意欠損多動性障がい（ADHD）」などの総称であり、生れながらの脳の機能障がいが原因とされています。

「発達障害者支援法」ができるまでは発達障がいという存在が認められてこなかったために、必要な支援が提供されなかったばかりか、発達障がいからくる学習の進みにくさや、集中のしにくさ、対人関係の難しさを本人の努力のせいに戻したり、親や育児のせいにしたりして、必要な支援を怠り、二次障害と呼ばれるような心理的問題ももたらしてきました。

この法律では、発達障がいの早期発見体制と学校や職場での支援体制に関する施策について、都道府県市町村が責任を持って施行することが義務付けられています。これによって、「発達障がい」という言葉の認知は飛躍的に広がり、支援や配慮を受けやすい環境になりました。

さらに、平成28年「発達障害者支援法」が改正され、就労と教育支援を強化し、子どもから高齢者までどのライフステージでも切れ目ない支援を目指すことが求められています。

文部科学省の平成24年調査では、全国公立小中学校の学級に在籍している発達障がいがある可能性のある特別な支援を必要とする児童生徒の割合は6.5%と推測されている。その児童生徒は、知的発達に遅れをとるとともに学習面又は行動面で著しい困難を示すと報告されています。

また、平成28年5月1日現在、通級による指導を受けている児童生徒は、全国で98,311人と報告され、5年前と比較すると約30,000人の急激な増加傾向であります。

北海道知事も、発達障がい児の支援体制を、発達に障がいのある方が地域で暮らしていくためには、成長段階に応じて、保健・福祉・教育などの関係者が連携し、切れ目のない支援を行うことが重要と述べています。

本町においても、平成29年度の小学校1年生の入学児童にも在籍することが推測されます。

このように、今後本町においても発達障がいが増加が見込まれますので「障がい」を「特性」と捉え、地域に多様な受け皿を整備していく事が重要だと思います。

そこで伺いますが、

1. 本町における発達障がい児の推移を伺います。過去の関連質問の回答には、平成24年度は、16名で、受診者全体の18.6%、平成25年度は、11名で14.9パーセント、平成26年度は、17名で18.3%とありますので、平成27年度と平成28年度の2年分を伺います。

2. 早期発見のために乳幼児健診（1歳6ヶ月・3歳）、任意に実施されている5歳児健診における健診体制はどのように行われていますか。健診によって、保護者が障がいに気づき保護者と保健師・保育士が幼児の発達を共有し相談活動を行った事例はありますか。

3. 平成28年度の本町における発達障がいに関する相談件数は、ありますか。窓口はどこですか。札幌にある発達障害者支援センターにつながる事例はありますか。

4. 全国的に通級による指導を受ける児童生徒が増加していますが、本町における過去3カ年の通級指導の児童は何名で障がいの種別は何ですか。発達障がい児は含まれますか。さらに通級指導教諭は、特別支援学校教諭免許状を持っていますか。今後、中学校での通級教室開設の考えはありますか。

5. 「児童発達支援事業」として発達障がいを持つ未就学児童の療育を行う場として、岩宇4町村の共同により平成27年度より社会福祉法人岩内厚生園に委託していますが、今後は、岩内町において児童発達支援センターを設立し行政サイドの積極的な支援はもちろん、各部署が単独の動きをするのではなく1か所で支援する体制は考えられないでしょうか。

6. 特別支援学級や普通学級に在籍する発達障がい児の一部は、義務教育終了後の進路として、高等養護学校、養護学校高等部、高等支援学校に進み一般就労先がない場合グループホーム等に入り就労支援A型あるいはB型に所属し生まれ育った町になんとか居住したいと願っています。そこで、町内においてA型、B型の事業所はどのくらいあるのでしょうか。

## 【答 弁】

### 町 長：

1 項めは、本町における発達障がい児の推移についてであります。

発達障がいについては、年少であるほど診断の確実性が低いことから、乳幼児期においては、発達障がいの疑いがある場合でも、確定診断に至らないケースも多くあるため、「発達障がい児」の実数を正確に把握することは難しいのが現状であります。

したがいまして、あくまで参考数値として、関連性のあるデータで申し上げますが、3歳児健診で経過観察と判断された児童数は、平成27年度が、17名で、受診者全体の17.2%、平成28年度が、21名で、受診者全体の24.7%となっております。

2 項めは、乳幼児健診、任意に実施されている5歳児健診における健診体制はどのように行われているか、健診によって保護者が障がいに気づき、保護者と保健師、保育士が幼児の発達を共有し、相談活動を行った事例についてであります。

本町において、5歳児健診は行っておりませんが、1歳6か月児健診と3歳児健診において、個々の幼児の発達度合を、より一層的に把握するため、平成26年に問診項目の見直しを行い、保護者自身が保健師と一緒にお子さんの発達についての振り返りができるよう、工夫と改善を行っているところであります。

この健診においては、小児科医師、保健師、栄養士、保育士が従事し、発達の遅れや気になることがある場合、また、保護者が不安などを抱いている場合などには、保健師等が健診や訪問により、継続した支援を行っているほか、必要により、専門機関での児童相談や教育相談の勧奨、また、療育機関の紹介を行っております。

また、健診によって、保護者が発達の遅れに気づくこともあり、この場合には、事例に応じて、通園している保育所や幼稚園、岩内町地域子育て支援センター及び療育機関等の保育士と保健師、保護者が、幼児の発達の状態を共有し、保護者等が最も相談しやすい機関において、個々のケースに沿った対応をしているところであります。

3 項めは、平成28年度の本町における発達障がいに関する相談件数は、どのくらいあったか、窓口はどこか、札幌市にある発達障害者支援センターにつながる事例はあったかについてであります。

本町における平成28年度の発達障がいの相談件数については、先ほど述べましたとおり、乳幼児期においては、年少であるほど診断の確実性が低いことから、ご家族等から相談される内容が、言葉の発達や運動能力の遅れを心配した相談など、一概に発達障がいと判断することのできない、幼児の発達に関しての全般かつ、多岐にわたる内容となっております。

したがいまして、発達障がいのみの相談件数を正確に把握することが難しい現状にあることから、具体的件数の把握には至っておりません。

次に、相談窓口については、町の健康推進担当と社会福祉担当、岩内町地域子育て支援センター、岩宇地区相談支援センター、児童発達支援事業・放課後等サービス「チャレンジキッズどんぐり」などがあり、個々のケースに応じ、各関係機関が連携しながら相談に対応しております。

また、それ以外にも、保育所や幼稚園、学校、岩内保健所、さらには医療機関などにおいても、対応を行っているところであります。

次に、発達障害者支援センターにつなげた事例につきましては、町として把握

している中では、利用に至った事例は生じておりません。

5項めは、岩内町において児童発達支援センターを設置し、行政サイドの積極的な支援はもちろん、各部署が単独の動きをするのではなく、1か所で支援する体制は考えられないかについてであります。

児童発達支援センターにつきましては、児童福祉法に規定する児童発達支援の一つであり、現在、町が社会福祉法人に委託し実施している児童発達支援事業に、「障害児相談支援」や「保育所等訪問支援」といった、各機関との連携・相談・支援の機能を追加した、地域の中核となる障がい児の専門施設と位置づけられております。

本センターの設置により、障がいを持つ児童はもとより、ご家族への支援が、よりスムーズに行われることが期待されるところでありますが、町においては、発達障がいに関する相談窓口となっている関係機関等の連携により、相談・支援などのサポートを行っている状況にあり、また、センター設置にあたっては、特に、新たな医師や言語機能訓練担当職員などの人員確保のほか、医務室や相談室などの設備の整備が必要となることなど、検討すべき課題も多い状況にあります。

このようなことから、町としては、現時点において、センター設置を具体的に検討する段階には至っておりませんが、幼児が健診を受けたり日常生活を送る中で、健診従事者や保護者による、幼児の発達の遅れなどへの気付きと、それを的確に支援することが重要であるとの認識のもと、町を中心として、関係機関等との連携を高めるなど、引き続き、障がいを持つ児童やご家族の目線に沿った支援に努めてまいりたいと考えております。

6項めは、町内において、就労継続支援A型、B型の事業所はどのくらいあるのかについてであります。

障害者総合支援法に規定する自立支援給付のうち、一般企業に雇用されることが困難な障がい者に対し、就労や生産活動に関わる機会を提供し、知識や能力の向上を図るための支援を行う事業として、就労継続支援A型とB型がありますが、岩内町内における事業所については、雇用契約を締結するA型は、現在事業所がなく、雇用契約を締結しないB型については、1事業所が事業を実施しているところであります。

## 【答 弁】

### 教育長：

4 項めは、町における過去 3 ヶ年の通級指導の児童数及び障害の種別は何か。また、発達障がい児は含まれているのか、通級指導教諭は、特別支援学校教諭免許状を持っているのか、今後、中学校での通級教室開設の考えはあるのかについてであります。

教育委員会が西小学校で開設している、通級指導教室につきましては、岩内町及び南後志地区に在籍している児童であって、言葉の遅れや発音が不明瞭など、軽度な言語障害を有する子ども達に対して、言語障害の症状と程度に応じた特別な指導を行い、子ども達が成長していく上で必要となる、コミュニケーション能力の向上などに努める通級指導教室であります。過去 3 年間の在籍者数は、平成 26 年度には 7 名、平成 27 年度には 10 名、平成 28 年度には 12 名となっており、また、これまでの在籍者に対し、教育委員会といたしましては、発達障がいの有無についての確認は行っておりません。

次に、通級指導教室の教諭に関する免許状の保有についてであります。

現在の通級指導教室の教諭につきましては、免許状保有を義務付ける規定などはないことから、特別支援学校教諭免許状は保有しておりませんが、各種教育団体が開催する研修により、資質能力の向上に努めているところであります。

次に、通級指導教室の中学校への設置についてであります。教育委員会といたしましては、個々の実態に応じた、学習上又は生活上の困難の改善や克服に向けた、きめ細かな指導の充実を推進することは、重要であると考えております。

しかしながら、中学校に通級指導教室を開設するにあたっては、通級を必要とする生徒自身とその保護者、担任やクラスメートなどが、通級指導教室の有効性を理解し、通級を必要とする生徒が、通常学級で営む、学習や生活を円滑に行うための環境整備が重要であることに加え、教職員の確保及び配置に関する問題など、多くの課題が考えられるところであります。

こうしたことから、対象となる生徒につきましては、担任や特別支援教育コーディネーターが中心となって、作成する個別の指導計画や教育支援計画に基づき、教員が一丸となって、将来に向けて個々の能力を伸ばす指導の、さらなる充実に努めるとともに、後志教育局や各中学校との連携のもと、先進的な取組の調査などを進めながら、中学校での通級指導教室の開設について、慎重に検討を行って、参りたいと考えております。

## 2 岩内町民体育館・岩内町地域交流センターの活用法について

平成26年4月岩内町小学校の統廃合計画によって、中央小学校が東小学校と西小学校へ統合されました。それにもとない中央小学校の校舎及び体育館を地域交流センター・町民体育館として平成27年1月より開館しました。

両施設とも耐震化などもされ、町民体育館は、町民の健全な心身の発達と体育・スポーツの普及振興及び各種行事の開催の場として、地域交流センターは、町民が交流や学習、文化活動、福祉増進の場として広く使用されている現状があります。

特に、健康づくりの観点から、いつでも・だれでも、手軽に運動できる施設整備を検討してほしいとの町民の声も聴いております。

そこで、町民体育館について伺いますが、

1. 平成27・28年度の利用状況の推移。
2. 災害時の避難所として使用するための体育館の耐震化は、すでに済んでいると思いますが、天井・照明器具・バスケットゴール・ガラス・カーテン・外壁などの非構造部材の耐震対策の状況。
3. 災害時の避難所として活用する場合食事の対策はどのようになっていますか。同様に宿泊する場合の態勢は、どのようになっていますか。避難者数は、何名ぐらいを想定していますか。

次に、地域交流センターについて伺いますが、

4. 平成27・28年度の利用状況の推移。
5. 災害時の宿泊簡易ベット（共和町オフサイトセンター内にある）の設置は、考えられないでしょうか。避難所としての利用とともに各種スポーツ大会・合宿等の宿泊施設にも活用できるのではないのでしょうか。
6. 近隣の町村には、トレッドミル（ランニングマシン）・アップライトサイクル・チェストプレス・レックプレスなど器具が常備され手軽な運動ができるようになっています。本町の設置計画はありますか。
7. 町内には、夏場ウォーキング愛好家の姿を見かけますが冬場や雨天時のウォーキングロードとして地域交流センターの廊下を改良できないものではないのでしょうか。例えば、体育館ステージ左側から右の階段を昇り2階の廊下を往復するコースなど検討する考えはありますか。

**【答 弁】**  
**町 長：**

3項めは、町民体育館について、避難所として活用する場合の食事の対策はどのようなになっているのか、宿泊する場合の態勢はどのようなになっているのか、避難者数は何名ぐらいを想定しているのかについてであります。

町では、災害が発生した場合に避難者を滞在させるため、16箇所の公共施設を指定避難所として指定しており、その中で町民体育館は、地域交流センターとの一体的な活用により、多くの町民を収容することが可能な避難所であります。

町民体育館を避難所として活用する場合の食事の対策については、他の避難所と同様に、避難者が持参した非常食に加え、町で備蓄しているアルファ米、乾パンなどの保存食品や災害協定により供給される食料を活用して、避難者に食事を提供することとしております。

また、宿泊する場合の態勢については、避難者が持参した毛布などの寝具に加え、町で備蓄しているロールカーペットや毛布、アルミ製簡易ブランケットなどを避難者に配布することとしております。

なお、避難者数については、983名を想定しております。

4項めは、地域交流センターの平成27年度と平成28年度の利用状況の推移についてであります。

施設の利用者数については、平成27年度では11,837人、平成28年度では15,224人となっております。

なお、施設の利用状況については、臨時的な利用も含め貸出可能な18部屋中、平成27年度では12部屋、平成28年度では15部屋の利用となっております。

また、その他、音楽室などの特別教室におきましても、文化活動や福祉に関する用途で、現時点で6部屋が利用されているところであります。

5項めは、災害時の宿泊簡易ベットの設置は考えられないのか、各種スポーツ大会・合宿等の宿泊施設にも活用できるのではないのかについてであります。

地域交流センターは、通常時は、町民の交流や学習、文化・福祉活動などに使用され、災害が発生した場合にのみ、避難者を収容する施設として使用されるため、常設のベットの設置については考えておらず、避難所の生活においてベットが必要とされる要配慮者に対しては、町が備蓄している簡易ベットを配備し対応することとしております。

また、各種スポーツ大会や合宿等での宿泊施設としての利用については、本施設が小学校を用途変更しているため、施設の構造上、一部屋の面積や形状が決まっていることから、寝室や浴室などの用途変更には適さない造りとなっており、一定程度の改修を要する宿泊施設への利活用については、考えておりません。

6項めは、トレッドミルなどの器具を常備した手軽な運動ができる施設の設置計画や考えはあるのかについてであります。

本施設の利活用を検討していた岩内中央小学校活用検討会において、町民からの要望があり、最終的にトレーニング室としての用途で1部屋を確保しておりますが、町民から寄せられた要望が幅広い用途であったことや、実施主体が不在だったこともあり、現時点においても利用されていない状況となっております。

町といたしましては、現時点でトレーニング施設の設置計画等はありませんが、スポーツ振興や健康増進の観点から必要となった場合には、町民体育館と連携した活用が見込める地域交流センターが候補の一つになるものと考えております。

7項めは、冬場や雨天時のウォーキングロードとして地域交流センターの廊下

を改良できないのか、例えば、体育館ステージ左側から右の階段を昇り2階の廊下を往復するコースなどの検討する考えはあるのかについてであります。

地域交流センターの利活用については、町民相互の交流の促進や、学習・文化活動の振興、福祉の増進を図ることを目的としており、一般利用者との共用スペースとなっている廊下の恒常的な利用は想定していないことから、ウォーキングのための廊下の改良については、現時点では考えておりません。

また、ウォーキングコースとして2階の廊下等を利用することについては、教育委員会のスポーツ推進委員会議において、現在検討されていると伺っておりますが、正式な要請があった際は、2階の未使用の部屋の今後の利用方法を踏まえた中で、施設利用者の意見なども聞きながら、利用可能かどうかを判断してまいりたいと考えております。



**【答 弁】**

**教育長：**

1 項めは、岩内町民体育館の平成27年度と平成28年度の利用状況の推移についてであります。

岩内町民体育館の利用者数につきましては、個人使用及び学校開放事業や各種大会等における専用使用を合わせ、平成27年度では20,340人、平成28年度では26,072人となっております。

2 項めは、岩内町民体育館の非構造部材の耐震対策の状況についてであります。

岩内町民体育館につきましては、旧中央小学校の体育館でありました平成22年度において、耐震改修工事を実施しておりますが、非構造部材に係る耐震対策につきましては、実施していない状況であります。

こうした中、岩内町民体育館は健全な心身の発達と、体育・スポーツの普及振興などを目的に平成27年1月より供用を開始して以来、スポーツ活動の拠点施設として多くの町民に利用されており、また、災害が発生した場合においては避難所としても活用されることから、安全面に配慮した施設の維持管理は、大変重要であると認識しております。

しかしながら、事業の実施には多くの財源を必要とすることから、国等の支援制度の活用も含め、関連する担当と協議し、検討を進めてまいります。

